

有機JAS規格に関する意見交換会（大阪会場）議事概要

日時：平成22年4月23日（金）

14:00～17:00

場所：大阪合同庁舎第1号館

第1別館2階共用大会議室

この概要は、会議における意見交換の概要をお伝えする目的で、事務局が、事務局の責任においてとりまとめたものです。

有機JAS制度を巡る現状について（資料1）

パネリスト

国別比較をする場合、各国のほ場面積が何%有機ほ場に転換しているかの資料を加えれば、分かりやすいのではないかと。  
ほ場面積の割合が高い国が我が国のモデルとなると思うので、10%の国なら、その国がどういった有機農業政策をしているかを研究対象とするために、そのような資料が必要ではないかと。

事務局

日本の有機ほ場は0.2%弱であり、比較にならないので、資料としては用意していない。

パネリスト

有機についての需要と供給のバランスが世界各国でどのようになっているか。そのようなデータがあれば、海外との比較ができ、消費者の参考になると思う。

事務局

市場規模データがないため、生産関連のみのデータになっている。

有機JAS制度における課題（資料2）

【課題1】世界の先進国に比べ、日本の有機生産が伸びない理由は何か？

【課題2】平成17年に導入した有機畜産物がほとんど生産されない理由は何か？

パネリスト

有機農産物が伸びない一番大きな理由は、マーケットの小ささ。アメリカが2兆円に対し、日本が150億円。人口の差以上に大きな較差がある。アメリカでは有機専門のスーパーマーケットが成り立っている。アメリカの一般消費者は有機に対する知識・認知度が高い。

日本の消費者の有機に対する認知度は低い。PRは難しいが、有機の価値を認めれば、消費者は価格が高くても購入すると思う。

パネリスト

市場を回ったが、有機JAS品がなかなか見つからない。意識的に見ないとマーケットの中で有機商品は見つけにくい。有機農産物の購入を希望する人はいるが、アイテム、流通量が少ないと思う。

パネリスト

有機商品の数が少ない。一般売場に並べると埋没し、全体に価格が高いイメージを与えるため、有機コーナーを設け販売しているが、有機農産物の生産者が少なく、供給が不安定でコーナーが空くことがある。

消費者の有機JASマークに対する認知度が低い。値段が高いため、購入者は高齢者が多い。売場に有機JASマークを掲げ、有機のPRをしているが、なかなか読んでもらえない。消費者に対する広報活動を国に望む。

日本は耕作面積が小さく、農家の高齢化が進んでいる。認定を取るのに認定料が高く、記帳も複雑であるという話を聞く。農家への支援も必要だと思う。

パネリスト

日本は有機農業技術が普及していない。ヨーロッパでは生産者数に対する普及員の数が多く、普及所に有機農業の技術を指導できる普及員がいる。技術を持つ生産者を調査し、他の地域に普及していく取組が必要と考える。

有機農業推進法により、生産地における助成策は確立されたが、消費者団体や流通業者に対する支援がない。有機JASを広めている都市のグループや事業者に対しても、力を入れないと広がらないと思う。

パネリスト

有機JASマークに対する認知度が低いため、TVでコマーシャルをするなどPR活動を望む。

有機商品は袋詰めが基本のため、バラ売りが難しく、ロスが多い。生産では、資材に関して問題がある。資材証明書をメーカーから取り寄せることになっているが、確認に手間がかかる。資材のデータベースを作ってほしい。

有機農業推進法のいう有機農業と、有機農産物はダブルスタンダードとなっている。一元化してほしい。

有機農産物はロットが小さいため物流コストがかかる。流通上の課題の検討も必要。

国内の農業をどう考えるか。有機農業は環境に優しいが外国産の有機農産物は輸送に環境負荷がかかっている。

有機JASマークについては、しっかり宣伝してほしい。

パネリスト

直接生産者から購入できる消費者は有機JASマークはなくてもよいかもしれないが、都会の人のためには、有機JASマーク付きのもの

のを売ってほしい。有機JASマークの背景も理解してほしい。エコポイントを消費者に与えることを提案する。

事務局

エコポイントを付けてほしいとの意見は、意見交換会で3人目である。

PR活動をしっかりやってほしいとの意見は、他の会場でもたくさんいただいた。予算的に難しいが、23年度は再チャレンジの方向で考えていく。

資材証明が煩雑で難しいとのことについて、22年度は予算を獲得したことから、判断基準を作り、資材のリスト化を行っていききたい。

商品の小分けについて、工夫ができるところがないか検討したい。

生産者への技術的な支援は、有機農業推進班とともに進めていききたい。

事務局

生産振興の立場からすると、単なる有機JASマークの周知を図るだけでは海外産か国内産か分からないため、国内の農業振興を考えると、マークの意味を知っていただきたいと考えており、そういった観点でしっかりと国内の有機農業の振興に努めたい。

20年から普及啓発事業に取り組んでおり、22年度も各ブロックで有機農業の普及に取り組むことにしている。

5月号の農林水産省の広報誌「a f f」でも、有機農業が大きく取り上げている。限られた予算の中でできることからやっていききたい。

技術面では、全都道府県に有機農業の推進計画を定めるよう求め、有機農業の普及を行う指導員を置くようお願いしており、23年度までには概ね整う予定である。

また、普及指導員向けの研修も行っているところである。

パルリスト

広報誌「a f f」に、有機農業に携わる方の「次世代につなげたい」との記事があり、よかった。「a f f」を多くの方に読んでもらうようにしたらよいと思う。

一般参加者

ネット利用できない者のためにも、全国紙で広報してほしい。

一般参加者

有機ほ場近辺の方が農薬散布する際、連絡もなくトラブルとなることがある。慣行栽培の方にも、有機農家（有機JAS制度）について、浸透させてほしい。

普及所に有機農業の専門家を置いてほしい。

有機農家は循環型農業をしている。農家にもエコポイントを付けてほしい。

有機 J A S 制度における課題（資料 2）

【課題 3】有機 J A S 規格の名称の表示の規制は充分か？

- パネリスト 消費者にもわかりやすい名称にしてほしい。また、アルコール類についても有機制度を導入すべきだと思う。
- パネリスト 日本国内における飼料やと場の問題等もあるが制度が広がらないように思う。  
有機の名称規制については、ダブルスタンダードの状況にあるなかで農水省がいかに、有機農業や制度を拡げるのか。
- 事務局 有機農畜産物加工食品の名称規制については、各会場からも意見が多数出ている。平成 13 年当時、農産物については有機肥料を使っただけで有機農産物と表示をされている事例があり、消費者の選択が困難であったため、現在の制度としている。当時、有機畜産物の規格は出来ていなかった。17 年に有機畜産制度が制定されて以来、世の中が混乱していないので規制の対象になっていない状況にある。最近、海外から有機チーズなどの製品が出回りが増え、改めて意見を聞いていきたい。
- パネリスト 名称規制の前に、どうすれば有機畜産制度を拡げられるのか、施策がないと思う。現実的に飼料は、値段が高く、輸入に頼っている。本来の有機畜産は、農産物の生産と同一の地域で飼育することにより、循環することが原則である。飼料作物の生産をバックアップする具体的な施策をしなければならない。
- パネリスト 生産者が有機畜産の J A S マーク表示をするにはどのようにすればよいか。
- 事務局 制度に適合したものであれば、有機の名称を付してもよい。ただし、有機畜産物は有機 J A S マークなしでも有機表示できる。  
他の会場でも表示のルールを統一化すべきとの声が多かったので、このことについても意見をいただきたい。
- パネリスト 有機畜産の名称が規制の対象外であることは初めて知った。すべて統一的なルールにしないと、一般消費者に対し有機 J A S マークに対する不信感が出るのではないか。
- パネリスト 昨年、中央ウォッチャーをしていたが、消費者庁ができ、表示と規

格制度はどこが担当官庁になるのかわからない。

事務局

表示は消費者庁、表示の監視業務は農林水産省である。有機の名称は規格の一環で農林水産省が担当している。

規制がアンバランスなのですべて統一せよとの声をいただいているが、すぐに改正というわけにはいかないので、このような会場からの声を味方にしたい。

パネリスト

有機畜産物の名称表示に対象外があるのは知らなかった。一本化した方がよい。

パネリスト

有機畜産物について、買い上げや分析等の調査はしていないのか。有機と表示しながら、違うものがあるかも知れない。

パネリスト

制度を拓げる立場の農林水産省が、マーケットが小さいから等の理由で規制しないという姿勢には疑問を感じる。

海外から、オーガニックとしてコットンや化粧品があるが日本に入っている有機農産物由来や有機農業を拓げるという観点からも有機という言葉をもっと正しく理解してもらおうなどの啓発が必要。

事務局

最近、オーガニックコットンの輸入量は伸びている。経済産業省もガイドライン作成に動いている。

有機畜産については、課題2のように、有機飼料が入手しにくいことや有機の認定システムにも問題がある。農林水産省には、海外からの有機飼料を簡単にJAS化できないかとの意見が寄せられている。

有機JAS制度における課題（資料2）

【課題4】同等性認定について、今後どのように実施するか？

パネリスト

I F O A Mでは、認証、認定の方法の同等性を各国共通で行えるよう試みてきた。この取り組みについて農林水産省にも提案してきたが、なかなか受け入れてもらえない。各国が協力することができないのか。

有機農業は地域の気候が異なれば、各国の有機の基準が異なり、それぞれ尊重されるべきである。各国の有機農業の基準が異なっても問題は無いと考える。

パネリスト

I F O A Mは会社だから受け入れられないのではないかと。

日本がアメリカに同等性を求めないのが不思議である。日本の有機農産物と外国のオーガニックは違うと毅然とした態度でいて欲しい。

パネリスト

資料の説明で、逆認定を受けていないことにショックを受けた。全てでなくても、一部でもこちらの認定を受け入れてもらいたいと思った。有機農産物の輸出も伸びてきたと聞いたが、日本の農業を大切にしたい。

パネリスト

政府の証明書で認定しているが、そのことに意味がないのではないか。政府の証明書は大使館が確認しているが、有機の正しい知識をもって対応していない。それで担保が取れるのか疑問である。

T B T協定は一方的な同等性を求めるものではないので、同等性についてはなくしてもよいのではないか。

事務局

同等性に関して現在の状況を紹介するが、日本は相手国の同等性を認めてから同等性を認めてもらう申請を行ったという経緯があり、今考えれば、輸出がなくても手続きを行っておいた方がよかったかもしれない。

E Uは日本の同等性についての文書審査も、現地調査も終えており、結果を待つだけである。E Uの27カ国全ての国でOKがでるには時間がかかるが、手応えは感じている。E Uには日本からお茶等を輸出している。

アメリカはカナダ以外の国に同等性を認めておらず、積極的ではない。アメリカはE Uの同等性を認めていない。

なお、アメリカは同等性の手前の段階の制度があり、それについては日本は認めてもらっている。農林水産省とF A M I Cは、アメリカの認証ができる日本の機関の認定に関する権限を与えられた。現在、農林水産省が認めたアメリカの認証機関として1箇所が誕生し、業務を行うところである。

相手国の認証マークのあるものを輸入する場合、政府の証明書を必要としているが、大使館も認証機関の証明内容を写しているというのが実際のようなのである。政府の証明書要件をやめるように求めるクレームも多い。E Uに同等性が認められれば、政府の証明書を撤廃する動きが強くなることも考えられる。

パネリスト

課題は今後の同等性をどのように考えるかとのことであるが、20カ国の同等性を認めている中味について考えるべきと思う。

マーケットが小さい中で20カ国以外に広げていくだけの需要があるのか。消費者ニーズにあわせて広げていく必要があるのではないかと考える。まずは20カ国を見直すことがステップではないか。

パネリスト

F A M I CはNOP（アメリカの有機基準）の認証機関の審査を行っているが、今回独立行政法人の仕分け対象となっていると知って心

配している。

事務局

NOPの認定には影響ないものとする。アメリカには、農林水産省とFAMICをセットで認めてもらっていると考える。

20カ国の見直しに関して、今後は現地確認が必要であると考えている。しかし、必要な労力やマンパワーの関係上、すぐに対応できるものではないことも理解いただきたい。同等性交渉を行った後、同等性を獲得しても誰も輸出しなければ、税金の無駄遣いにつながることもある。

また、IFOAMの会合には国として、前回初めて出席したところである。

一般参加者

同等性は、自己格付制度が基礎にあると思うが、日本と海外では格付制度が異なるのか。また、日本の格付は、海外と比べると厳しいのか。

ハチミツは、有機畜産品に入るのか。

事務局

日本の格付制度は、海外よりも厳しい扱いをしている。海外の方が、日本のマークの扱いを見習いつつある。

同等性の審査は、ISO17011、ガイド65が適用できているかを見て判断しているが、資材の判断に苦労している。

ハチミツについては、日本のハチミツ業界から要望がないことから現状は規格をつくる考えはない。

パネリスト

同等性の議論の前に、日本と他国との有機農業の基準が異なることが前提である。EUは地域内の有機農業者を守るための策をたて、それから同等性を認めるのではないか。日本に外国から有機JAS商品がどんどん入ってくれば、日本の有機JAS、有機農業が潰される。

事務局

EUは、環境施策で有機を伸ばしている。日本では直接補助は認められないのが現状であり、今後の課題としていきたい。

今までの課題、課題以外の論点等の自由意見交換

一般参加者

有機加工食品の生産行程管理者が小分け業務を行う場合、改めて小分け業者の認定が必要であることについては、費用の面で中小企業では負担になっている。生産行程管理者の認定があれば、小分け業務も行えるよう要望したい。

パネリスト

有機農業を国としても広げてほしい。また、直接所得補償を米だけ

でなく、有機農業にも広げてほしい。

エコポイントについては、消費者が有機農産物等の購入に使えるようにしてもらいたい。

有機農業の拡大には、安定供給と低価格が重要だが、価格は慣行栽培と比べ2割アップぐらいまでにしないといけない。

有機農業の環境を作ることも重要である。ドリフト対策として、有機農業の農地集約を行い、有機ほ場のモデル地域を生産地で作ってもらいたい。日本の農業を守るためには、有機農業を拡大することが重要と考えている。

パネリスト

農林水産省として、有機農業はどれぐらいの位置づけにしているのか。

事務局

農林水産省は、慣行農業を否定していない。

私も以前から加工認定業者の小分け認定については、同様に思っているが、現在も検討中である。

いくつかの暖かい励ましの言葉や意見に感謝する。今後もよろしくお願ひしたい。

(以上)

なお、この議事概要は“である”調にしてあります。